

平成 27 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

＜より効果的な妊娠出産包括支援事業としての産後ケアのあり方に関する研究＞

＜公益社団法人日本助産師会＞

現在、産後ケアについては、市町村の産後ケア事業が各地で実施され、各地域、施設で様々な取り組みが行われている。本研究の目的は、日本における産後ケアと産後ケア事業の実態から、利用者にとって、効果的な産後ケアと産後ケア事業を実施するための課題を明らかにし、今後のあり方を提言することである。このため、以下の5つの研究を実施した。研究1：国内外の文献レビュー、研究2：全国の有床助産所と産後ケアを実施していると公表している病院・診療所等を対象とした質問紙調査、研究3：有床助産所・病院・診療所等で行っている産後ケアならびに産後ケア事業に係る実地調査、研究4：有床助産所ならびに病院・診療所に産後ケア事業を委託している市町村担当者への聞き取り調査、研究5：有床助産所ならびに病院・診療所で産後ケアを受けた利用者に対する聞き取り調査。また、今後の在り方を検討するにあたっては、本調査結果に加え、外部有識者からの意見を得た。研究2～5については、公益社団法人日本助産師会倫理審査委員会（2015-1～4）の承認を受けたのち、研究を実施した。

文献検討の結果、海外においても産後ケアは重要であると認識され、オーストラリアでは、その地域の現状に即したケアガイドラインが作成されていること、産後ケアの提供方法はその国の文化や周産期医療体制に影響を受けていることが明らかとなった。国内においては、産後ケアに関するニーズ調査や概念分析は行われていたが、産後ケアのガイドラインや基準を示した研究は見当たらなかった。質問紙調査では、有床助産所（163施設）中、8割（133施設）が産後ケアを実施しており、産後ケア事業の委託を受けていたのは4割（52施設）であった。病院・診療所等（46施設）で産後ケア事業の委託を受けていたのは9割（43施設）であった。産後ケア実施施設（182施設）の9割以上（165施設）が宿泊型ケアを実施しており、利用料金は、自費利用の場合、宿泊型は1日30,000円が約半数を占め、次いで20,000円台であった。市町村の利用料金補助の状況や利用対象者は様々であった。産後ケア事業での宿泊型ケアの利用可能平均日数は7日で、産後ケア事業利用可能時期は、概ね産後4か月までであった。利用者の利用動機は、産後の支援の不足や授乳がうまくできない等の育児にまつわる不安であった。提供している産後ケア内容は、授乳支援、児の状況に応じた育児視支援、母親の身体的ケアであった。さらに、バースレビューや夫、児の同胞、身近な支援者との関係調整や保健所等への連絡、必要な社会資源の紹介なども行い、母親が自律した育児ができるようになるよう支援していた。利用者もそれらのケアを受けたと認識しており、満足度は高かった。また、施設管理者は、育児不安が強い、特定妊婦などのハイリスク妊産婦が利用者である場合、助産師等の看護職のみでは、支援が十分できないと感じており、精神科医等多職種によるチームでの対応を望んでいた。

産後ケアとは、「分娩施設退院後から最大産後4か月の間に、病院・診療所または助産所、産後ケアセンター、あるいは利用者の自宅で、助産師をはじめとする看護職者が中心となり、産後の母児とその家族に対し、母親の心身の回復を促進し、母親が自律して育児ができるようになることを目的に、上記ケア内容を実施する一連の支援である」と定義できた。今後の産後ケア事業の在り方としては、以下の2点が抽出された。

- 1) 産後ケアの安全と質の保証を行うため、産後ケアガイドラインの作成が必要である。
- 2) ケア提供者の教育プログラムを作成し、プログラムに基づいたケア提供者の養成を行っていくことが望まれる。